

令和7年度伊達市奨学資金奨学生募集要項

本市奨学資金は、学業成績が優秀で、品行も優良であるが、経済的理由により就学が困難と認められる方に対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的としています。

1 奨学資金の種類及び額

区 分		修学資金（月額）	入学支度金（一括）
高等学校	国公立	1 万円	10 万円
	私 立	2 万円	15 万円
高等専門学校		2 万円	10 万円
大 学	国公立	4 万円	25 万円
	私 立	6 万円	
短期大学	国公立	4 万円	20 万円
	私 立	6 万円	
専修学校	高等課程	2 万円	20 万円
	専門課程	4 万円	

2 貸与期間

令和7年4月から在学する学校の正規の修業期間

3 採用人数

各学校区分を合わせて若干名

4 採用の決定

提出された書類により審査を行います。審査結果については、内定または不採用を3月中に本人へ通知します。

なお、合格通知書が提出されないと、内定を受けていても決定にはなりませんのでご注意ください。

<応募資格>

1 次に掲げる条件を満たしていること（②はアまたはイのどちらか一方）。

① 品行が正しく、学術に優れていること。

② ア 県内高等学校または高等専門学校進学の方、在学の方
本人が市内に引き続き1年以上住所を有していること。

イ 大学進学の方（大学院を除く）、在学の方

本人が高校を卒業、または高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という）もしくは廃止前の大学入学資格検定規定による

大学入学資格検定（以下「旧大検」という）に合格し、かつ、大学入学するまで、または大学に入学する目的をもって住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していたこと。

- ③ 在学する学校長の推薦を受けること（高卒認定試験、旧大検に合格した方は除く）。
- ④ 国、県または他の団体から、同種類の奨学資金の貸与を受けていないこと。
- ⑤ 次に掲げる学力基準（高卒認定試験、旧大検に合格した方は除く）及び所得基準を満たしていること。

【学力基準】

- ・ 中学校における第1学年から第3学年2学期までの全履修教科についての5段階評価における学業成績の評定平均値が3.5以上（小数点第2位四捨五入）であること。
- ・ 高等学校における第1学年から第3学年2学期までの全履修教科についての5段階評価における学業成績の評定平均値が3.5以上（小数点第2位四捨五入）であること。
- ・ 在学生の場合は、入学してから現在までの学業成績の評定平均値が3.5以上（小数点第2位四捨五入）であり、かつ、在学学校の入学時の席次が平均水準以上であること。

【所得基準】

主たる家計支持者の1年間の総収入金額から必要経費及び特別控除額を差し引いた所得金額が規定する所得基準額以下であること。

（詳細は、別紙「所得金額の求め方」を参照してください）

- ・ 収入の目安（父、母、高校生、中学生の4人家族の場合）

給与所得者の場合	非給与所得者の場合
785 万円以下	330 万円以下

- ・ 特別の事情がある場合の特別控除額

特別の事情	特別控除額	備考
障がい者のいる世帯	860,000 円	詳細は、別紙『伊達市奨学資金における「特別の事情」の基準について』を参照してください。
長期療養者のいる世帯	特別の支出をした金額	
主たる家計支持者が別居している世帯	特別の支出をした金額	
災害・風水害・盗難などの被害を受けた世帯	特別の支出をした金額	
家計支持者が父母以外の世帯	410,000 円	

<注意事項>

同種類（貸与）の修学資金を他から受けていないこと。

※他団体の奨学資金との併願は可能ですが併用はできません。

なお、本市奨学生に採用した後に併用が確認された場合は、奨学生決定当初に遡及して取り消します。

<必要書類>

次の書類をすべてそろえて、伊達市教育委員会教育総務課へ持参してください。

なお、提出された書類は返却いたしません。

① 奨学生願書（様式第1号）

読みやすい字で記入してください。

記入誤りを訂正する場合は、二重線を引き、その上に押印してから余白に記入してください。（修正ペン、修正テープを使用しないでください）

② 同意書（様式第1号の2）

③ 奨学生推薦調書（様式第2号）

④ 在学証明書（在学学生のみ）

⑤ 高校、大学合格通知書の写し（学校から届きましたら速やかに提出してください）

⑥ 特別の事情に該当する場合（該当者のみ）は別紙「特別の事情にかかる経費内訳」及びそれを証明する書類 証明書類がない場合は、控除の対象になりませんのでご注意ください。

※高卒認定試験、旧大検に合格した方

上記のほか、高卒認定試験、旧大検の合格証明書を提出してください。（③、④は提出不要です）

・家族構成・家計の状況を把握するための書類について

住民票謄本や所得証明書等の個人情報の閲覧を行います。学業や単身赴任等で住民票を伊達市以外に移している方が家族の中にいる場合は、その方も奨学生願書（様式第1号）⑥「家族の状況」欄に記入してください。

<申込期間>

令和7年1月27日（月）～2月7日（金）

<奨学生決定後に提出する書類>

次の書類をすべてそろえて、伊達市教育委員会教育総務課へ奨学生本人が持参してください。

- ① 誓約書（様式第3号）
- ② 奨学資金口座振込依頼書及び通帳の写し

奨学資金申込者本人名義となります。（ゆうちょ銀行の場合は見開き1ページ目のコピーを必ず添付してください）

<貸与中の注意事項>

1 貸与方法

本人の指定口座に毎月10日（当日が土日祝日の場合はその前日）に振込となります。

2 貸与中に提出する書類

毎学年末に学業成績書（学校または学校長の押印のあるもの）の提出が必要です。

<償還の方法>

伊達市奨学資金は貸付金です。貸与が終了すると奨学生本人に返還義務が生じます。

奨学資金の申請にあたっては、申請者及び連帯保証人において、返還義務を十分にご理解のうえ、申請されますようお願いいたします。

1 償還の期間・方法

【修学資金】

卒業の月の6か月後から10年以内に、月賦または年賦で全額返還していただきます。

【入学支度金】

入学した年度から正規の修学期間内に、月賦または年賦で全額返還していただきます。

2 貸与利子

利子は、無利子となります。

また、期限を経過しても返還に応じていただけない場合は、連帯保証人に請求するとともに、法的手段を講じる場合もあります。

奨学金制度は、先輩から返還されたお金を財源として、新たな奨学生に貸与していく制度ですので、利用する場合はしっかりとした返還計画を立ててください。

問い合わせ先

〒960-0692

伊達市保原町字舟橋 180 番地（伊達市役所 東棟 2 階）

伊達市教育委員会教育部教育総務課総務企画係

電話：024-573-5852 FAX：024-573-5892